

令和8年度 第1回

## 自動車整備技能登録試験のお知らせ

自動車整備技能登録試験（以下「登録試験」）は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」）が行う試験で、登録試験の概要は、次のとおりです。

### 1. 試験の実施

各都道府県の登録試験地方委員会が試験実施に当たります。

### 2. 令和8年度 第1回登録（学科・実技）試験の実施種類

二級ガソリン自動車 学科試験・実技試験

二級ジーゼル自動車 学科試験

二級2輪自動車 学科試験

三級自動車シャシ 学科試験・実技試験

三級自動車ガソリン・エンジン 学科試験

三級自動車ジーゼル・エンジン 学科試験

自動車車体 学科試験

### 3. 試験実施の日及び場所

令和8年10月 4日（日）学科 筆記試験 各県整備振興会指定地予定

令和9年 1月17日（日）実技試験 各地方運輸局所在地予定

### 4. 申請受付期間及び場所

受付期間 令和 8年 7月27日(月)～令和 8年 7月31日(金)

場 所 石川県自動車整備振興会 （登録試験石川地方委員会）

## 5. 受験資格の概要

- 一級：二級（シャシを除く）合格後、3年以上の自動車整備に係る実務経験がある方  
又は一種養成施設の一級課程修了者等。
- 二級：三級合格後、2年以上の自動車整備に係る実務経験がある方、  
又は一種養成施設の二級課程修了者等。
- 三級：15歳以降の自動車整備に係る実務経験が6ヶ月以上ある方、  
又は一種養成施設の三級課程修了者等。
- 電気：15歳以降の自動車電気装置に係る実務経験が1年4ヶ月以上ある方  
車体：15歳以降の自動車車体整備に係る実務経験が1年4ヶ月以上ある方、  
又は一種養成施設の車体課程修了者等。

☆ 注意：受験種目に対応した実務経験又は養成課程修了が必要です。

不明な点は、日整連HP 又は 石川県自動車整備振興会でご確認下さい。

TEL 076-239-4001

## 6. 申請に必要なもの ※消すことができるボールペンでは記入しないで下さい。

受験申請書 (種目別で地方振興会にて無償配布)

受験資格を証する証明書 (使用者証明はHPからダウンロード又は窓口で配布)

写真 1枚 (申請前6ヶ月以内に脱帽し正面から上半身を  
撮影したもので、縦4.5cm、横3.5cmのもの)

受験手数料 学科 7,200円 (一級9,300円) 実技 14,000円

はがき 2枚 (官製はがきの表にご自分の宛名を記載した物)  
学科試験合格後の実技用は後日提出

## 7. 登録試験と検定試験の関係

国家資格の自動車整備士資格を取得するには、登録試験とは別に、国に対して検定試験の受験申請をする必要があります。登録試験に合格した日から2年間は、合格した登録試験の種類に応じた検定試験が免除されます。

したがって、一種養成施設修了者(自動車整備専門学校等卒業者)又は二種養成施設修了者(自動車整備技術講習修了者)の実技試験免除の方で登録学科試験に合格した方、もしくは登録学科・実技試験に合格した方は、検定試験の受験申請(書類審査)のみで自動車整備士資格を取得できます。

ただし、検定試験受験手数料(全部免除申請料)等の費用は必要です。